

・人権男女共同参画について

○ 議長（尾島 勝君）次に、質問第16号、人権男女共同参画について、古市議員の質問を許します。古市議員。

〔4番 古市 順子君登壇〕

○ 4番（古市 順子君）私は、今回人権男女共同参画について質問いたします。

憲法11条では、全ての基本的人権は侵すことのできない永久の権利として保障され、13条では、「すべて国民は、個人として尊重される」と指摘し、「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、最大の尊重を必要とする」と定めています。また、25条では、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と宣言し、国がその責任を果たすことを求めています。しかし、現状は長く続いた自民党政権にかわって誕生した民主党政権も、市場原理主義や個人責任の名のもとに国民切り捨ての政治が推し進められ、貧困と格差が広がりました。経済的な格差がそのまま学力の格差や、ひどい場合は命の格差にまでつながる社会になってきました。いじめや児童ポルノなど子供の人権が社会問題となり、女性の問題も、職場、社会、家庭においてまだ山積をしています。国においても、地方自治体にとっても人権問題は重要な課題です。

そこで、上田市人権施策基本方針について伺います。市では、人権が尊重されるまちづくりに向けた機運は十分醸成されていないとして、市民一人一人が考え、行動する基本方針を策定し、市民と行政の協働によって事業を推進していくとしています。計画の期間は平成20年度から24年度までの5カ年です。本年度計画期間終了に当たっての総括及び次年度からの取り組みをどのように考えているかお伺いをして、第1問いたします。

○ 議長（尾島 勝君）鈴木市民生活部長。

〔市民生活部長 鈴木 栄次君登壇〕

○ 市民生活部長（鈴木 栄次君）市の人権施策基本方針につきましてご質問いただきました。ただいま議員ご質問でも触れていただきましたように、上田市人権施策基本方針につきましては、平成20年度に策定をいたしまして、その中の基本計画が本年24年度までとなっていることから、基本方針の改定につきましてこの2月、上田市人権尊重のまちづくり審議会に諮問をいたしました。現在今年度実施した人権に関する市民意識調査結果などを参考にいたしまして、審議会のほうでご審議をいただいているところでございます。最終的な総括につきましては、計画期間終了後の来年度に行う予定でございしますが、上田市は県や他市に先駆けての基本方針を策定をしていることから、人権施策の体系づくりなど一定の成果は得られたものと考えております。次年度以降につきましては、審議会の答申を尊重し、新たに策定をいたします方針の内容に基づきまして進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○ 議長（尾島 勝君）古市議員。

〔4番 古市 順子君登壇〕

○ 4番（古市 順子君）ご答弁をいただきました。上田市の人権施策基本方針の一つの分野として、同和問題があります。これは長野県の基本方針でも同じです。しかし、施策において大きな違いがあります。国の同和对策事業は平成14年3月末、地域改善対策特別措置法終了によって終えんをいたしました。長野県ではこれに伴い事業の見直しを行い、部落解放運動団体への補助、委託事業を平成16年度より全廃をいたしま

した。上田市では平成24年度予算で部落解放同盟上田市協議会への補助金が1,354万円、各種相談事業委託料が150万円支出されております。一方、人権施策の大きな柱である男女共同参画啓発事業費は146万2,000円、女性団体育成事業費は54万円です。部落解放同盟上田市協議会への補助金は平成18年度は3,369万円でした。私の所管の委員会でしたので、私は予算、決算の審査のたびその根拠をただし、減額を求めてまいりました。約2,000万円減額をされましたが、まだ他団体への補助金と比べ別格です。

そこで、2点伺います。1点目は、この団体の会員数と活動内容はどうか。2点目として、新上田市発足後のこの団体への補助金の交付経過と考え方はどうか。

以上で第2問といたします。

○ 議長（尾島 勝君）鈴木市民生活部長。

〔市民生活部長 鈴木 栄次君登壇〕

○ 市民生活部長（鈴木 栄次君）お答えいたします。

まず、部落解放運動団体の会員数と活動内容でございますが、部落解放同盟上田市協議会の会員数は304世帯で、主な活動といたしましては、部落差別の完全解消と全ての差別をなくすため、全国、県の連合会と連携しました活動や相談、支援事業を行っております。また、ここ数年は市民向けの同和問題以外の人権に関する講演会などの啓発活動も行っております。

続きまして、合併後の運動団体への補助金の交付経過と考え方でございます。まず、補助金の交付経過でございますが、合併後の部落解放同盟上田市協議会に対します補助金は、先ほど議員質問で触れていただきましたが、合併直後平成18年度が3,369万円、19年度3,032万円、20年度2,728万円、平成21年度2,455万円、そして平成22年度からは事業費補助としていくための補助金交付要領を定めまして、平成22年度が1,910万円、23年度1,576万円、本年度平成24年度は1,354万円の交付決定を行っております。

補助金交付の考え方でございますが、市といたしましては、部落差別については完全に解消されたとは言いがたい現状があり、広く人権問題に取り組む一環として引き続き部落差別解消に努めることとしており、その方策の一つとして同和問題に取り組む団体に補助金を交付しており、今後も適正な補助金の交付に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○ 議長（尾島 勝君）古市議員。

〔4番 古市 順子君登壇〕

○ 4番（古市 順子君）ご答弁をいただきました。この団体の構成員は304世帯とのこと。規模の割に異例の高額ということ。団体に対する補助金は事業費に対するものということ。この団体への補助金交付要領、平成22年度から適用になったということですが、平成23年度、人権救済対策事業費として1,273万円交付をされています。これがどのように使われているのでしょうか。団体の決算書を資料としていただいております。専従職員2名分給料455万7,100円、全国、県大会、他諸会議旅費が349万4,070円、上部組織負担金131万500円等が支出をされております。明らかに団体補助の原則を逸脱しております。また、補助金とは別に市の各種相談事業委託料として150万円支出をされています。団体の人権救済対策事業も相談事業が主であり、この委託料は明らかに重複した支出です。適正な交付とは言えない状況をどのように考えているか、お伺いをいたします。

このような実態を市民の皆さんは知らされることもなく、ほとんどご存じないのではないのでしょうか。運動団体に対する補助金は国の同和対策事業終了に伴い、長野県、市町村でも長野市、松本市、飯田市など主要都市で廃止をされています。この問題において東信地域の中核都市を自認する上田市はかなりおくれをとってしまいました。団体への補助金1,350万円余を他の人権施策に使ったらどんなにかいろんな事業が市民の皆さんとの協働でできることでしょうか。部落解放運動団体への補助金は既に役割を終えており、市民合意が得られないと考えられます。廃止を検討すべきですが、見解をお伺いをいたします。

以上で第3問といたします。

○ 議長（尾島 勝君）鈴木市民生活部長。

〔市民生活部長 鈴木 栄次君登壇〕

○ 市民生活部長（鈴木 栄次君）現在部落解放同盟上田市協議会には、人権が尊重され、差別のない明るい社会を実現するための活動を行う団体として、協議会の行います事業に対して事業費補助として補助金を交付しております。補助対象の事業の内容といたしましては、人権教育啓発の推進に関する事業として、支部学習会や人権講演会などの実施、人権救済対象事業として、活動者会議などの実施や研究集会、市民集会などへの参加、人権同和対策指導者養成事業として学習会や交流会、研修会などの実施、そして部落解放子ども会活動事業として、解放子ども会交流合同研修会などの実施でございます。補助対象経費につきましては、平成22年度までは役員報酬を、また平成23年度までは職員給与と食糧費を対象としておりましたが、本年度平成24年度からはこれらは対象といたしておりません。

また、委託料との関係でございますが、市では塩田、城南、中央解放会館、丸子解放会館で隣保館事業として人権相談事業を行っておりますが、中でも同和問題における相談は一般的な相談窓口や行政職員だけでは対応が難しい側面があることから、部落解放同盟上田市協議会に業務委託を行い、協議会の役員や弁護士、司法書士、税理士などによる専門的な相談を行っております。解放会館で行います相談につきましては、生活相談や人権相談、住宅相談、法律相談などの各種相談がございますが、同和問題を含む相談は相談する人が相談しやすい環境や安心して相談できることが必要であり、かつ専門家による相談も必要なことから、部落解放同盟上田市協議会に委託をしている相談業務と連携をとりながら実施をすることとしております。

部落解放同盟上田市協議会の補助金につきましてでございますが、同和問題における差別事象につきましては、結婚における差別の発生を初め、いまだに終息することなく発生している状況でございます。また、インターネットの書き込みにつきましては増加傾向にあるというふうにもお聞きしております。ことし行いました人権に関する市民意識調査の結果では、同和問題として差別が残っているというふうに回答をしている人の割合が61.5%でございます。前回の調査、これは平成19年度にほぼ同じ内容でアンケート、意識調査を行っておりますが、この前回調査と比較しますと4.6ポイント増加しているという状況でございます。上田市では人権問題の一環といたしまして部落差別解消に努めることとしておりまして、その一助として同和問題を初め人権問題に取り組んでおります部落解放同盟上田市協議会の行う事業に補助をするというものでございます。なお、補助金の交付につきましては、引き続き適正化に努めていく所存でございます。よろしくお願いたします。

○ 議長（尾島 勝君）古市議員。

〔4番 古市 順子君登壇〕

○ 4番（古市 順子君）ご答弁をいただきました。再質問をいたします。

存続の理由として、まだ差別事象があるとのことですが、それは他の人権問題も同じではないでしょうか。人権施策の一分野として位置づけ、行っていけばよいわけですが、本年度から補助金の内容、専従職員の給料分を削減したということですが、平成22年度より専従職員はいないということです。その方はほかにお仕事を持っていらっしゃる、ほとんど中央解放会館にもいらっしゃらないということです。これは当然のことだと思います。

また、そもそも10年前には国の対策事業終結に伴って市が補助する団体の役割は終わっているわけです。補助金廃止を真剣に検討する時期ではないでしょうか。長野県は団体への補助金を平成15年には2分の1とし、平成16年度に廃止をいたしました。また、相談の委託事業につきましても、私は中央解放会館をお訪ねをいたしました。この相談を受けていらっしゃる方、市の嘱託職員ということです。この相談事業は原則平日の9時から4時という事業です。この時間にこの団体の方はほとんどいらっしゃらないというのが実情なわけです。そういうことをご存じでまだこの委託事業続けるのか、そして補助金も続けるのか、市民の皆さんの理解は得られないと思います。

そこで、当面、来年度予算編成において団体補助金は事業費とは言えない上部団体への負担金、上部団体の大会などへの旅費などをカットをすること、また実際には団体として余り行われていない相談事業の委託を中止をすること提案をいたします。見解をお伺いいたします。

次に、解放会館についてお伺いいたします。上田市には中央、城南、塩田、丸子の4つの解放会館がありますが、これらは法律上隣保館の位置づけです。隣保館は地域住民に対して各種相談事業を初め、社会福祉、保健衛生等に関する事業を総合的に行い、地域住民の生活の改善と向上、健康の増進に寄与するために設置された施設です。長野県内には9市5町1村の15市町村に25施設あります。上田市の中央解放会館には部落解放運動団体が入所をしています。23年度の活動状況をお伺いをして、第4問といたします。

○ 議長（尾島 勝君）鈴木市民生活部長。

〔市民生活部長 鈴木 栄次君登壇〕

○ 市民生活部長（鈴木 栄次君）部落解放同盟上田市協議会の補助金につきまして再度ご質問を頂戴いたしました。先ほどもご答弁申し上げましたが、同和問題につきましては今なお差別事象が発生をしており、依然として同和問題は存在をしているというふうに認識をいたしております。同和対策特別措置法の終了後は、教育あるいは就労などのソフト面での施策を一般対策の中で対応するため、上田市では人権問題の一環としまして部落差別解消に努めることとしておりまして、その一助として同和問題を初めとした人権問題に取り組んでおります上田市協議会の行う事業に対して補助をすると、また所要の委託事業を行っているというものでございます。補助金並びに委託事業それぞれにつきましても、引き続き状況を見きわめた上で適正に判断してまいります。よろしくお伺いいたします。

続きまして、中央解放会館、解放会館の活動状況についてお尋ねでございますが、中央解放会館の平成23年度の実績といたしましては、130件の貸し館利用がございました。また、事業といたしましては、相談事業で262件、生活改善事業として1件、啓発広報活動事業として、講演会1回のほか、学習会を19件、地域交流事業として、英会話教室など29件となっております。

以上でございます。

○ 議長（尾島 勝君）古市議員。

〔4番 古市 順子君登壇〕

○ 4番（古市 順子君）ご答弁をいただきました。部長にまた再々質問をいたします。

部長は相談事業につきまして、本当に団体の方がされているという認識をされているのでしょうか、その点を再度お伺いをしたいと思います。

また、事業として上部団体への負担金、また上部団体が行う大会への旅費などがこの啓発事業になるということなのでしょうか。これは市民の理解が得られないと思いますが、その見解をまたお伺いをしたいと思います。

それから、隣保館につきまして、隣保館は平成9年に一般施策に移行されており、福祉の向上や人権啓発の拠点となる地域に密着したコミュニティセンターとしていろんな活動を行い、人権同和問題の速やかな解決に資するように運営をされています。こういった目的からいって解放会館という名称は余りに時代錯誤で、一般市民から親しまれないのではないのでしょうか。県内の隣保館の半数以上が人権センター等の名称で、解放会館と言っているのは上田市のみです。本来の目的に沿った人権センター等への名称変更を検討すべきだと思います。この件については平成23年3月議会で久保田議員が提案し、人権尊重のまちづくり審議会などのご意見を聞きながら研究するとの答弁でした。その後の検討状況をお伺いをいたします。

中央解放会館の23年度活動状況をお聞きをいたしました。入所している運動団体のみならずのようですが、隣保館事業も団体絡みの活動が多いようで、団体専用使用が実態です。長野県としても隣保館として認めていないということで、県からの補助金もありません。現在は団体事務所も常駐者はなく、ほとんど使われていないというお話を伺ってまいりました。必要性が余りないようです。前述の久保田議員の運動団体の入所はいつまで続けるのかという質問に、今後の利用は相談状況を見ながら検討して判断したいと答弁をしています。相談状況については、先ほど述べたとおり、団体では余り対応をされていないようです。本来の目的に沿った人権啓発の拠点組織としての会館の活用を検討すべきではないのでしょうか。見解を伺って、第5問といたします。

○ 議長（尾島 勝君）鈴木市民生活部長。

〔市民生活部長 鈴木 栄次君登壇〕

○ 市民生活部長（鈴木 栄次君）まず、相談事業でございますが、結婚差別を初めといたしまして、単独に1対1で相談をお受けしているということではございませんで、団体全て役員の方も入って相談をされている実態がございますので、一面だけからの判断できるものではないというふうに考えておりますし、団体として対応されているのは事実でございます。そのように認識をいたしております。

続きまして、上部団体の関係でございますが、全国あるいは県の連合会と連携した各種の活動を行っておりますので、部落解放同盟上田市協議会の判断で上部組織への負担金等の支払いがあることは事業の一環であるというふうに認識をいたしております。

続きまして、解放会館の名称についてご質問をいただいております。隣保館は、議員ご承知のとおり、社会福祉事業法で位置づけられておりまして、同和地区及びその周辺地域の住民を含めた地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる地域に密着した福祉センターとして、地域住民の生活の社会的、経済的、文化的改善、向上を図るとともに、人権同和問題の速やかな解決に資することを目的と

いたしております。名称につきましては、他の市町村の同様な施設でも名称の変更をしている例がございますので、引き続き人権尊重のまちづくり審議会のご意見を聞きながら、これについては研究をさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

- 議長（尾島 勝君）答弁漏れ。
- 市民生活部長（鈴木 栄次君）失礼しました。答弁漏れがございました。

中央解放会館の利用の形態につきましてご質問を頂戴しました。中央解放会館は部落解放のための中心的な役割を持って昭和53年に開館をし、市民のための施設利用と相談事業を主に進めております。この相談事業は、相談者が安心して気軽に相談できる環境づくりと関係者との密接な連携をとりながら進めることが重要であることから、当事者であります部落解放同盟上田市協議会が対応するため、一部を事務所として利用をいたしております。今後の利用につきましては、以前久保田議員にもお答えをしましたとおり、相談状況などを見きわめながら検討をさせていただきたいというふうに考えております。

- 議長（尾島 勝君）古市議員。

〔4番 古市 順子君登壇〕

○ 4番（古市 順子君）ご答弁をいただきました。今後の利用は相談状況を見ながら検討して判断したい、また同じお答えであるわけですが、相談状況は先ほど私が申し述べたとおりです。事務室になっているところはパソコンなど置いてありますが、ほとんど使われていない、たまに相談の方が使うという程度ということだそうです。相談はほとんど事務室で行われている、そういうお話もありました。本当に現実を直視をされ、実情をしっかりと把握をされて賢明な判断をされるよう申し添えておきたいと思っております。

この同和問題につきましては、本当に上田市の施策はほかの市から比べまして大変認識がおくれていると言わざるを得ないわけです。このことについては、また機会がありましたら改めて市長に見解を聞いてみたいと思っております。

次に、同和对策事業で建設をした農業施設、集会施設等について質問をいたします。上田市には農業近代化施設17カ所、集会所9カ所、共同作業所4カ所、霊園2カ所があります。そのうち農業近代化施設16カ所、共同作業所2カ所、霊園2カ所の計20施設を部落解放同盟上田市協議会を指定管理者として平成23年4月から5年間指定をしています。私は幾つかの施設を見てまいりましたが、ほとんど使われていないようで、看板もなく、何の施設かわからないところが多い状況でした。中には草が茂っている、クモの巣が張っている、そういうところもありました。施設の現況と利用状況をお伺いをいたします。

この集会施設の今後の取り扱いにつきましては、前述の久保田議員の質問に、利用実態や実績を見据えながら、地元自治会への無償譲渡や他への活用について自治会、運動団体と協議を進めるとの答弁でした。どのように検討されているのでしょうか。また、既に役割を終えた農業近代化施設、作業所も他の活用の検討が必要だと思います。見解をお伺いをいたします。

次に、同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計について質問をいたします。平成23年度末の滞納状況を滞納理由別に人数、件数、金額をお伺いいたします。また、滞納整理の努力はどのようにされているか、お伺いをいたします。私ども共産党市議団では毎年12月に市政全般にわたり市に対して予算要望を行っております。この中で、この滞納整理のために法的措置もとることを視野に入れた抜本策を講じることを提案をし

ています。回答は、貸付事業の趣旨を勘案しながら、法的な措置について検討していくとのことでした。検討状況をお伺いをして、第6問といたします。

○ 議長（尾島 勝君）鈴木市民生活部長。

〔市民生活部長 鈴木 栄次君登壇〕

○ 市民生活部長（鈴木 栄次君）同和対策事業で建設をいたしました各種施設につきましてまずお答えを申し上げます。

施設の現状と利用状況でございますが、質問でも触れていただきましたように、一部を除きまして現在指定管理者制度に移行をいたしております。利用状況ですが、農業近代化施設につきましては、農業振興などに寄与をしている、集会所施設につきましては、地域住民の活動の場として研修会、講座、諸会議に利用されておりまして、利用日数は23年度の実績で全体の、延べでございますが、延べで800日、約7,000人の方が利用されているという状況でございます。大型共同施設につきましては、中之条共同作業所は企業から下請の作業を受けております。矢沢共同作業所につきましては、現在使用実態がございません。丸子の作業所2カ所については、集会や解放子ども会で利用されているという状況でございます。

また、目的を達成をし、役割の終えた施設についてはということで、利用実態見ながら他の活用などを検討すべきではということでご質問いただきました。自治会への無償譲渡につきましては、集会施設で既に8施設、農業近代化施設では2つの施設を行いまして、NPO法人への貸し付けは、貸与でございますが、集会施設で5つの施設で行ってまいりました。矢沢共同作業所につきましては、無償譲渡も含めまして関係者と協議をしておりますが、現在のところ引き受けが困難な状況となっております。

各種施設については以上でございます。

続きまして、同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計につきまして何点かご質問いただきました。まず、23年度末の滞納状況につきましてお答えをいたします。まず、全体では186人、約定の件数で282件、滞納繰越額が8億1,278万円でございます。滞納理由別の内訳でございますが、収入が少なく生活困窮にあるものが54人、1億6,976万円、他に債務があり、支払いが滞っているものが31人、49件、1億2,967万円、経営不振及び失業によるものが25人、37件、8,959万円、本人死亡によるものが19人、23件、7,358万円、病気によるものが16人、27件、8,748万円などとなっております。

滞納整理の取り組み状況といたしましては、文書、電話等による納付催告のほか、専任嘱託職員による臨戸徴収を実施し、具体的な交渉を必要とする場合には、収納管理課職員が同行をいたしております。また、本人死亡などによる場合は、相続人や保証人を相手に納付交渉を進めており、市外、県外への転出者については現地調査も実施いたしております。

それから、滞納整理のために法的措置をとることも視野に入れた抜本策を講ずるべきではとのお尋ねでございます。法的な措置としましては、抵当権に基づき裁判所に競売を申し立てるということとなりますが、たとえ競売を実施いたしましても、建築後相当な年数が経過をしている建物は資産価値が減価し、返済のための十分な資金を得られない可能性が高いとともに、市の融資に加え同時に借入れを起している場合が多く、その借入れの抵当権は市の抵当権に優先して設定をされているため、競売をしたとしても回収が困難な事例が多いというのも実情でございます。このようなことから、法的措置の効果が得られない場合が想定をされますが、過去には旧上田市におきまして競売の申し立てを実施してきた実績もございます。居住者

の状況、競売のための条件等の環境が整った案件につきましては、競売等を実施することを検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○ 議長（尾島 勝君）古市議員。

〔4番 古市 順子君登壇〕

○ 4番（古市 順子君）ご答弁をいただきましたが、農業近代化施設についての利用状況が余りお話しされなかったと思います。これにつきましては、産業水道委員会で所管事務調査また行われるということも聞いております。指定管理されておりますが、その指定管理の報告がなされていないということも事実のようです。報告のしようがない、内容がないということかと受けとめておりますが、このことについて本当に見直しが必要ではないかと思っております。

また、同和地区の住宅資金の滞納については、本当になかなか改善をされないという難しい問題ですが、競売も検討するというので、一步出たかなというふうに受けとめました。

それでは、男女共同参画について質問してまいります。男女平等は憲法でも明記をされていますが、世界の中で日本はどのような位置にあるのでしょうか。2011年発表の世界経済フォーラムのジェンダーギャップ指数は135カ国中98位です。政治参加、社会進出、労働力、賃金、管理職、専門職、教育、識字率、就学率などさまざまな性別データが使われていますが、日本はベトナム、ガーナ、モンゴル、南アフリカなど新興国や途上国よりも低い順位です。男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目指して、平成11年に男女共同参画社会基本法が施行されました。多くの自治体でも男女共同参画推進条例がつけられました。上田市では平成19年1月から施行され、それに基づいて19年度から23年度までの上田市男女共同参画計画が策定されました。そして、今年度から第2次計画が始まっています。この計画の特徴をお伺いをいたします。

私たちが最も身近な自治会において、住みやすい地域づくりのために女性の声を反映させていくことは重要です。自治会役員や方針決定の場への女性の参画状況はどうでしょうか。女性の自治会長選出や評議員会などの委員に自治会規則で女性枠を設けた等、市から表彰も行われています。しかし、そういったことが隣の自治会でも知られていないという実態があります。自治会役員への女性の登用状況について、市では把握しているのでしょうか。しているとしたら、今後それをどのように生かしていけるのか、お伺いをいたします。

次に、男女共同参画活動拠点整備についてお伺いをいたします。この件については、私は平成19年3月議会で、プラザ・ゆうには男女共同参画センターが設置されましたが、各地域自治センターへの設置も提案をいたしました。答弁は、今後十分研究していくとのことでした。真田地域ではこのごろの私ども議員とエスネットという女性団体の連絡会との懇談会で改めて設置要望が出されました。各地域自治センターへの設置経過、検討状況を伺って、私の質問を終わります。

○ 議長（尾島 勝君）鈴木市民生活部長。

〔市民生活部長 鈴木 栄次君登壇〕

○ 市民生活部長（鈴木 栄次君）男女共同参画につきましてご質問頂戴しました。順次ご答弁申し上げます。

まず、ことしから、今年度から始まりました第2次上田市男女共同参画計画の特徴についてでございます

が、上田市では合併後の平成19年策定をされました上田市男女共同参画計画を基本とし、上田市男女共同参画推進委員会でわかりやすい計画、重点的取り組み、実効性の確保、この3点を柱に検討された答申に基づきまして第2次の計画を策定いたしました。第2次の計画では、初めて重点取り組みを設けまして、仕事と生活の調和の推進、いわゆるワーク・ライフ・バランスの推進、固定的性別役割分担意識の解消、地域社会における男女共同参画の推進、教育の場における男女共同参画意識の醸成、行政等における数値目標を持った取り組み、この5つの取り組みを設けております。また、基本目標を意識づくり、地域づくり、働きやすい環境づくり、生活環境づくりの4つに分類し、このうち特に地域づくりの基本目標は今回初めて設けられた分野で、地域課題の解決や防災、環境、観光の分野における男女共同参画の推進がこの分野に入っております。また、新しい政策として、食育の推進に関する事項、子供の虐待などの相談支援、農業を生かした地域づくりなどが設けられております。この計画は平成28年度までの5カ年の計画でございます。今後さまざまな機会での計画の普及に努めまして、一人一人が豊かな生活を送るために、女性も男性もともに認め合い、輝いて生きることができるよう進めてまいります。

続きまして、自治会役員への女性の登用状況等についてでございますが、本年4月1日現在、女性の自治会長さんは240自治会中3つの自治会でございます。平成22年に上田市自治会連合会が独自で自治会役員への女性登用に関するアンケート調査を行っております。このアンケート調査の結果によりますと、回答率83%の状況でございますが、自治会の政策、方針の決定に重要な役割を果たす協議員会や区会などの機関の女性の登用状況は、調査の数字でございますが、役員1,999人中275人、登用率は13.8%でございます。また、役員への女性登用を規約等で定めている自治会は12の自治会でございます。

いずれにいたしましても、地域の中で少子高齢化、家族形態の多様化や新たな課題への対応など、自治会への女性参画は必要不可欠となっております。各自治会のすぐれた取り組み、実践事例につきましては、自治会連合会と連携をとりながら、先ほど質問でも触れていただきましたように、上田市男女共同参画推進事業者表彰、あるいは各種事業、学習会などを通じて活用してまいりたいと考えております。

続きまして、各地域自治センターにおける男女共同参画の活動拠点についてご質問をいただきました。合併後各地域自治センターでは、男女共同参画について地域の女性団体の皆さんとともにさまざまな事業を展開いたしております。各地域内の男女共同参画推進の拠点として、市民の皆様の自主的な学習、情報収集、発信等ができ、市民の交流が図られる拠点として各地域自治センターでは整備について検討してまいりました。その結果、丸子地域自治センターでは、平成21年度から北部事務所会議室を活動拠点として利用に供しております。真田地域自治センターでは、自治センターの庁舎や福祉センター、林業会館などを含めて検討を重ねました結果、当分の間は公民館などを学習の拠点として位置づけ、活動を支援していくこととなっております。また、各団体の要望については随時把握に努めてまいります。武石地域自治センターでは、拠点として位置づけた公民館等を有効活用している状況となっております。

以上でございます。

○ 議長（尾島 勝君）古市議員の質問が終わりました。

お諮りします。日程はいまだ未了ですが、本日はこの程度にとどめ延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（尾島 勝君）ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。
次回は明12日午前9時30分から会議を開きます。
本日はこれにて延会します。

午後 5時35分 延会